記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の中小企業者等は、前項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4　第一項又は第二項の中小企業者等が法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。

5　第一項又は第二項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第八条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

6　第一項又は第二項の中小企業者等が当該経営力向上計画に特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該被承継等中小企業者等が当該地位を有することを証する書類を添付しなければならない。

7　主務大臣は、第一項又は第二項の申請書及び第四項、第五項又は前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

8　法第十三条第一項ただし書の代表者は、一名とする。

［新設］

2　前項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、前項の申請書及びその写しには、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第八条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

［新設］

3　主務大臣は、第一項の申請書及びその写し並びに前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

［新設］

4　法第十三条第一項ただし書の代表者は、一名とする。

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条　法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の中小企業者等は、前項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4　第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　事業承継等の内容に変更がある場合には、変更の内容及び当該変更後の事業承継等に係る合意を証する書類

三　［略］

四　新たに特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載する場合には、当該被承継等中小企業者等が当該地位を有することを証する書類

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条　法第二十三条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　吸収合併契約書、新設合併契約書、吸収分割契約書、新設分割計画書又は事業譲渡契約書の写し

二　承継等中小企業者等が承継する事業に従事する従業員の配置の状況を記載した書類

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第二条　法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

［新設］

2　前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

［新設］

二　［略］

［新設］